

筑波大学学園祭実行委員会の業務に関する プライバシーポリシー

制定年月日 2025年10月11日

2026年10月11日まで有効

1. 概要

筑波大学学園祭実行委員会(以下、「学実委」という。)は筑波大学学園祭(以下、「学園祭」という。)の安全かつ円滑な実行を目的として各種業務を行うにあたって、学実委の委員でない者、あるいは学実委外の団体に対して、『筑波大学学園祭実行委員会の業務に関するプライバシーポリシー』(以下、「本ポリシー」という。)において、以下の通り、個人情報等の取得・取扱い・提供等について定め、それを遵守する。

学実委は、必要に応じて個別に特別のプライバシーポリシー(以下、「特別のプライバシーポリシー」という。)を定める場合がある。その場合、本ポリシーと特別のプライバシーポリシーは併せて適用する。ただし、特別のプライバシーポリシーの規定は本ポリシーに優先する。

2. 定義

本ポリシーにおいて用いる用語を以下のように定義する。

2-1. 個人情報及び個人関連情報

本ポリシーにおいて、「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号(以下「個人情報保護法」という。))第2条第1項の規定するところの個人情報をいう。また「個人関連情報」とは、個人情報保護法第2条第7項の規定するところの個人関連情報をいう。

2-2. 学分金

本ポリシーにおいて、「学分金」とは、『学園祭に関する申合せ』(平成24年1月25日 全学学類・専門学群代表者会議決定 平成24年2月23日 学生生活支援室会議決定)第3条で規定される学園祭学生分担金をいう。また学実委の行う業務のうち、学分金の集金実施及び精算等に係る業務を「学分金関連業務」という。

2-3. 学類等所属情報

本ポリシーにおいて、「学類等所属情報」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

1. 筑波大学(以下、「本大学」という。)の学生の学籍情報のうち、所属学群、学類、専門学群、学域群、学士プログラム、学位プログラム及び特別の課程を表示する情報
2. 本大学の教職員に関する個人情報のうち、所属学系、部署等の筑波大学の教職員の所属情報を表示する情報

2-4. ゲスト

本ポリシーにおいて、「ゲスト」とは本学の学生及び教職員以外で企画の運営に携わる者のうち、企画団体が学実委に申請し許可された者をいう。

2-5. 企画者

本ポリシーにおいて、「企画者」とは、学園祭に参加する企画に所属する企画責任者、副企画責任者、企画構成員及びゲストをいう。また学実委の行う業務のうち、企画者を対象としたものを「企画者関連業務」という。

2-6. 利用者

本ポリシーにおいて、「利用者」とは、学園祭に来場する者ならびに公式ウェブサイト、電子メール、電話及び公式SNSアカウント等の学園祭の開催を目的として提供されるシステムまたはサービスを利用する者をいう。また学実委の行う業務のうち、利用者を対象としたものを「利用者関連業務」という。

2-7. 協力者

本ポリシーにおいて、「協力者」とは、学実委の委員でない者であって、学実委が主催する企画の運営等、学実委の学園祭当日の業務に協力する者を指す。また学実委の行う業務のうち、協力者の業務協力にあたって、学実委によって行われることが必要とされる業務を「協力者関連業務」という。

2-8. 協賛者

本ポリシーにおいて、「協賛者」とは、学実委に協賛した、または協賛を希望する個人、企業その他団体をいう。また学実委の行う業務のうち、協賛者を対象としたものを「協賛者関連業務」という。

2-9. 企業等との取引

本ポリシーにおいて、「企業等との取引」とは、学園祭の開催を目的として、学実委が企業その他団体と取引することを指す。

3. 取得する個人情報

3-1. 学分金関連業務

学分金関連業務において、学実委は以下に定める個人情報及び個人関連情報を取得する。

- a. 氏名
- b. 学類等所属情報
- c. 学籍番号
- d. 本大学配付のメールアドレス
- e. 個人のメールアドレス

- f. 口座情報のうち、個人情報に該当するもの
ただし、dは学籍番号から推測できるものに限る。また、e及びfは銀行振込による学分金集金を行う場合に限る。

3-2. 企画者関連業務

- 企画者関連業務において、学実委は以下に定める個人情報及び個人関連情報を取得する。
- a. 氏名
 - b. 生年月日
 - c. 学類等所属情報
 - d. 入学年度
 - e. 学年
 - f. 事業所の所在地及び部署等勤務先情報または学校名及び学部学科名等通学先情報
 - g. 性別
 - h. 電話番号
 - i. メールアドレス
 - j. 口座情報のうち、個人情報に該当するもの
- ただし、fはゲストのものに限る。併せて、ゲストはその身分を明らかにするための特段の必要性がない限り、c、d及びeを取得されない。
- また本人の提供の意思によっては、b及びjは取得されない。

3-3. 利用者関連業務

- 利用者関連業務において、学実委は以下に定める個人情報及び個人関連情報を取得する。
- a. 氏名
 - b. 電話番号
 - c. 学実委が提供するサービスを利用した場合において、利用した日時、回数及びその方法、利用した際の当該サービスでの行動、当該サービスの内容並びに利用に伴い当該サービスに送信された情報及びこれにより推定可能な情報

3-4. 協力者関連業務

- 協力者関連業務において、学実委は以下に定める個人情報及び個人関連情報を取得する。
- a. 氏名
 - b. 生年月日
 - c. 現住所
 - d. 学類等所属情報
 - e. 学籍番号
 - f. 学年
 - g. 性別
 - h. 電話番号
 - i. メールアドレス

また本人の提供の意思によっては、b 及び g は取得されない。

3-5. 協賛者関連業務

協賛者関連業務において、学実委は以下に定める個人情報及び個人関連情報を取得する。

- a. 氏名
- b. 現住所
- c. 事業所等の所在地
- d. 学類等所属情報
- e. 電話番号
- f. メールアドレス
- g. 口座情報のうち、個人情報に該当するもの

ただし、d は本大学在籍者に限る。また、g は銀行振込による協賛の場合に限る。

3-6. 企業等との取引

企業等との取引において、学実委は以下に定める個人情報及び個人関連情報を取得する。

- a. 氏名
- b. 電話番号
- c. メールアドレス

4. 利用目的

各種関連業務において、学実委が個人情報及び個人関連情報を収集する目的は以下の通りである。

4-1. 学分金関連業務

- a. 学分金の個人の支払状況を管理し、企画参加時の未払者への支払い催促に用いるため
- b. 学分金の受理にあたって過誤が生じた際に、状況を検索し、返金等の各種対応を行うため

4-2. 企画者関連業務

- a. 企画及び企画者を把握し、学園祭の実行にあたっての各種連絡を行うため
- b. 企画及び企画者を管理するシステムの維持及び運営を行うため
- c. 企画及び企画者の発生させた事故または損害等を補償することを目的とする保険を、企画及び企画者に適用するため
- d. 企画及び企画者の生産物によって生じた事故または損害等を補償することを目的とする保険を、企画及び企画者に適用するため
- e. 必要に応じて、正当な要求に基づき全学学類・専門学群・総合学域群代表者会議、本大学及び茨城県つくば保健所から共有を求められている情報を提出するため
- f. 調理衛生の確保、物品の貸出の際の支払いの証明及び問い合わせへの応答等を目的として、企画者の本人確認を行うため
- g. 調理衛生の確保を目的として、健康診査等の検査を行う場合

- h. 企画者からの問い合わせに対応するため
- i. 企画及び企画者を管理するシステムの機能改善を行うため

4-3. 利用者関連業務

- a. 企画情報等の情報提供を利用者に対して行うため
- b. 利用者からの問い合わせに対応するため
- c. 拾得物の返却及びその所有者の本人確認等利用者対応を行うため
- d. 利用者の関わる事故等の事案が発生した場合、その対応を行うため
- e. 利用者へ情報提供を行うためのシステムの機能改善を行うため

4-4. 協力者関連業務

- a. 協力者の学実委の業務に対する協力（以下、「業務協力」という。）の要請及び実行に必要な情報を把握し、各種連絡を行うため
- b. 業務協力にあたって発生しうる傷害を補償することを目的とする保険を協力者に適用するため

4-5. 協賛者関連業務

- a. 協賛者と各種連絡を行うため
- b. 協賛を行った協賛者に対し、礼状の送付や氏名の掲載等を以て謝意を表するため
- c. 次年度の協賛活動の形態及び方法の改善に用いるため

4-6. 企業等との取引

- a. 連絡先の保持によって、円滑な取引を行うため

5. 取得・取扱い・破棄の形態及び方法

学分金関連業務、企画者関連業務、利用者関連業務、協力者関連業務、協賛者関連業務及び企業等との取引において、学実委は、それぞれ以下の形態及び方法によって、個人情報及び個人関連情報を取得し、取扱い、破棄する。

5-1. 学分金関連業務

個人情報は記入式の名簿の形態、または電磁的記録の電子的な送信の形態で取得される。

原本の名簿及び電子データは、学実委のみが閲覧及び管理できる状態に置かれ、支払履歴の参照のため、取得した年度から6年間保管される。

保存期間の経過後、原本は復元できない形で適切に破棄される。また、原本から作成した個人情報を含む2次的なデータも同様に、利用目的が達成された時点で適切に破棄される。

5-2. 企画者関連業務

個人情報及び個人関連情報は口述、文書等の提供、電磁的記録媒体の提供、電磁的記録の電子的な送信及びこれに準ずる正当な方式により取得される。

学実委は、取得された個人情報及び個人関連情報が記録された原本を、学実委のみが閲覧及び利用できる状態に管理し、原本は利用目的が達成された時点で、復元できない形で適切に破棄するよう努めるものとする。また、原本から作成した個人情報及び個人関連情報を含む2次的なデータも同様に、利用目的が達成された時点で適切に破棄するよう努めるものとする。ただし、個人情報及び個人関連情報の取得に際して廃棄に関する取り決めがある場合は、この限りではない。

5-3. 利用者関連業務

個人情報及び個人関連情報は口述、文書等の提供、電磁的記録媒体の提供、電磁的記録の電子的な送信及びこれに準ずる正当な方式により取得される。

学実委は、取得された個人情報及び個人関連情報が記録された原本を、学実委のみが閲覧及び利用できる状態に管理し、利用目的が達成され、もはや保持の必要性が認められなくなった時点で、原本を復元できない形で適切に破棄するよう努めるものとする。また、原本から作成した個人情報及び個人関連情報を含む2次的なデータも同様に、利用目的が達成された時点で適切に破棄するよう努めるものとする。ただし、個人情報及び個人関連情報の取得に際して廃棄に関する取り決めがある場合は、この限りではない。

5-4. 協力者関連業務

個人情報及び個人関連情報は文書等提供の形態、または電磁的記録の電子的な送信の形態で取得される。

原本の文書及び電子データは学実委のみが閲覧及び管理できる状態に置かれ、利用目的が達成された時点で、復元できない形で適切に破棄される。また、原本から作成した個人情報及び個人関連情報を含む2次的なデータも同様に、利用目的が達成された時点で適切に破棄される。ただし、個人情報及び個人関連情報の取得に際して廃棄に関する取り決めがある場合は、この限りではない。

5-5. 協賛者関連業務

個人情報及び個人関連情報は文書等提供の形態、または電磁的記録の電子的な送信の形態で取得される。

取得した個人情報及び個人関連情報は学実委のみが閲覧及び管理できる状態に置かれ、取得した年度から2年間保存される。また、原本から作成した個人情報及び個人関連情報を含む2次的なデータは利用目的が達成された時点で適切に破棄される。

5-6. 企業等との取引

個人情報及び個人関連情報は文書等または電磁的記録の提供の形態で取得される。

取得された個人情報及び個人関連情報を記載する原本は、学実委のみが閲覧及び管理できる状態に置かれ、原本は利用目的が達成された時点で、復元できない形で適切に破棄される。また、原本から作成した個人情報及び個人関連情報を含む2次的なデータも同様に、利用目的が達成された時点で適切に破棄される。

6.第三者提供

第三者提供を行う際は、必要となるもの以外の情報を削除した形態で提供を行う。

6-1. 学分金関連業務

学分金関連業務において、学実委は、以下の場合において取得した個人情報及び個人関連情報を第三者に提供することがある。

- a. 法令に基づく場合
- b. 企画責任者または副企画責任者に、その企画の構成員の学分金の支払いの有無を問い合わせる場合
- c. 本大学等からの緊急の要請があった場合

6-2. 企画者関連業務

企画者関連業務において、学実委は、以下の場合において取得した個人情報及び個人関連情報を第三者に提供することがある。

- a. 法令に基づく場合
- b. 全学学類・専門学群・総合学域群代表者会議、本大学及び茨城県つくば保健所から共有を求められている情報を提出する場合
- c. 本大学等からの緊急の要請があった場合

6-3. 利用者関連業務

利用者関連業務において、学実委は、以下の場合において取得した個人情報及び個人関連情報を第三者に提供することがある。

- a. 法令に基づく場合
- b. 広告配信、閲覧者の分析、Google アナリティクスを用いたデータ収集等、グーグル合同会社のサービス利用に際して、情報提供が求められる場合
- c. 閲覧者の情報及び行動の分析及び管理等、Functional Software, Inc.のサービス利用に際して、情報提供が求められる場合

6-4. 協力者関連業務

協力者関連業務において、学実委は、以下の場合において取得した個人情報及び個人関連情報を第三者に提供することがある。

- a. 法令に基づく場合
- b. 協力者に対して、業務協力上必要となる情報を提供する際

6-5. 協賛者関連業務

協賛者関連業務において、学実委は、以下の場合において取得した個人情報及び個人関連情報を第三者に提供することがある。

- a. 法令に基づく場合
- b. 本大学等から共有を求められている情報を提出する場合

6-6. 企業等との取引

企業等との取引において、学実委は、以下の場合において取得した個人情報及び個人関連情報を第三者に提供することがある。

a. 法令に基づく場合

7. 第三者提供の免責事項

個人情報及び個人関連情報を第三者に提供した際に、学実委の監督の限度を超えて、当該第三者が個人情報を漏洩し、滅失し、または毀損する等によって、他者に害を与えた場合にあっても、学実委はその責任を負わない。

8. 個人情報及び個人関連情報の開示及び訂正

個人情報保護法の規定に基づいて本人からの請求があった場合に限り、学実委は保有する個人情報及び個人関連情報の開示、訂正、追加、削除、利用の停止、利用目的の開示及び第三者への提供の停止を行う。

本人が上記の手続きを希望する場合は、学実委への連絡後、学実委の所定の方法に従ってこれをを行う。

9. 個人情報漏洩・滅失・毀損時の措置等

学実委の取得し、保有する個人情報及び個人関連情報の漏洩、滅失及び毀損等が発生した場合は、学実委は速やかに本人に当該事態が生じた旨を通知する。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

10. 学実委の個人情報の取扱い等に関する問い合わせ先

- メールアドレス info@sohosai.com
- 電話番号 029-853-2899
- 住所 茨城県つくば市天王台一丁目1番1 共同利用棟 D106 筑波大学学園祭実行委員会
- 代表者名 筑波大学学園祭実行委員会 委員長 才田開斗
- 担当者名 筑波大学学園祭実行委員会 財務局法務担当 小木曾友亮